

コミュニティ・スクールについて

継続的・持続的に

習志野市では令和5年度に

市立全小・中・高等学校に学校運営協議会の設置、
市立小・中学校に地域学校協働本部を設置します。

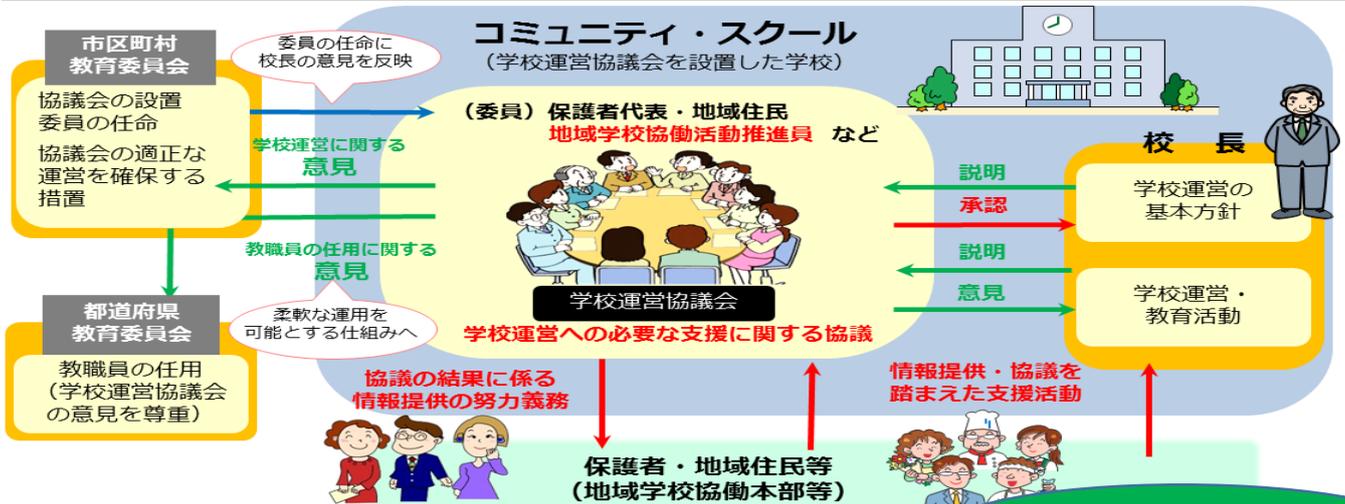
～地域とともにある学校づくりを～

習志野市では、地域の特性を生かした学校づくりや課題解決に向けてこれまで以上に地域と学校が一体となり、社会総がかりで子供たちを育ていけるように、令和5年度に市立全小・中・高等学校に学校評議員制度を移行する形で学校運営協議会を（秋津小学校設置済み）、学校支援ボランティアを移行する形で市立全小・中学校に地域学校協働本部を設置します。

地域の方々と目標、育てたい子供像を共有し、
未来の地域社会の発展を担える子供たちを
育てていきたいと考えています。

家庭、地域の方々の思い、
子供たちのよりよい成長のための
情報、知恵を聞かせてください。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



学校評議員との違い

- 学校評議員は、保護者や地域の方に意見を聞くための制度です。
- 学校運営協議会は、保護者や地域の方が一定の権限をもって学校運営に参画する制度です。
- 既存の仕組みを土台として学校運営協議会に移行することで、学校と地域がより連携・協働できる体制にし、地域の特性を生かした学校づくりや課題解決に向けた取組ができます。

学校運営協議会の主な役割

地方教育行政の組織及びに運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する学校運営方針の承認をします。
- 学校運営に関して、教育委員会又は校長に意見を述べることができます。
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができます。（「特定の個人に関する事項を除く」）
- ※「教職員の任用」とは、学校の課題解決や教育活動の充実の観点から、学校教育目標等に合った人材を求めることです。特定の教職員の任用に関すること、分限及び懲戒に関するものではありません。

地域学校協働本部の主な役割

社会教育法 第5条第2項

- 学校と地域とのコーディネート機能
- 学校に対する多様な支援活動
- 継続的な活動の充実をさせ、地域住民や団体等の参画の工夫

学校運営協議会委員について

- 地域住民や保護者、学校運営に資する活動を行う方の中から、習志野市教育委員会が任命します。
- 非常勤特別職の地方公務員です。
(守秘義務があります)
- 任期は1年間です。
(再任されることがあります)

地域学校協働本部構成員について

- 地域学校協働本部は、学校と地域とで「連携・協働」するネットワークです。学校と地域との懸け橋となります。
- これまでの学校支援ボランティアコーディネーターや学校支援ボランティアの方
 - 保護者や地域の方など



学校運営協議会の運営

学校運営協議会では、年4回程度の会議を開催し、学校運営について協議します。

学校運営

- 学校評価、保護者、地域住民等への学校運営に必要な支援の協力促進、広報紙の発行など
- 授業参観、給食試食会、施設・環境点検、地域めぐり
- 使用教材、制服・体操服のリニューアル

学校支援

- 職場体験先の確保
- 学習支援、登下校の見守り、図書室整備、校内美化活動、クラブ活動等

地域協働

- 地域防災体制、地域防災訓練
- 地域の祭り等の地域行事

地域学校協働活動

地域学校協働活動は、より多くの、より幅広い層の地域住民、団体が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成します。

- ・地域社会と学校とが協働
- ・従来の地縁団体や新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実

地域づくり

- 地域行事への参画
- ボランティア活動への参画
- 地域人材の育成
- 家庭教育支援活動
- ふるさと発見学習

学校支援

- 登下校の見守り
- 学校行事支援
- 学習支援
- 読み聞かせ
- 授業補助
- 学校環境整備